

中標津町強靱化計画【概要版】

令和2年6月 中標津町

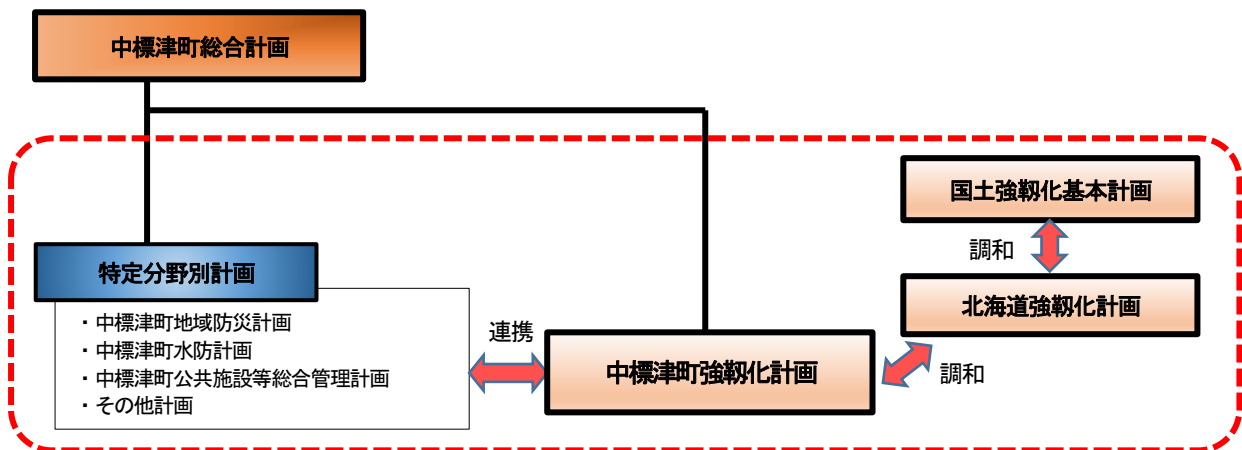
第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

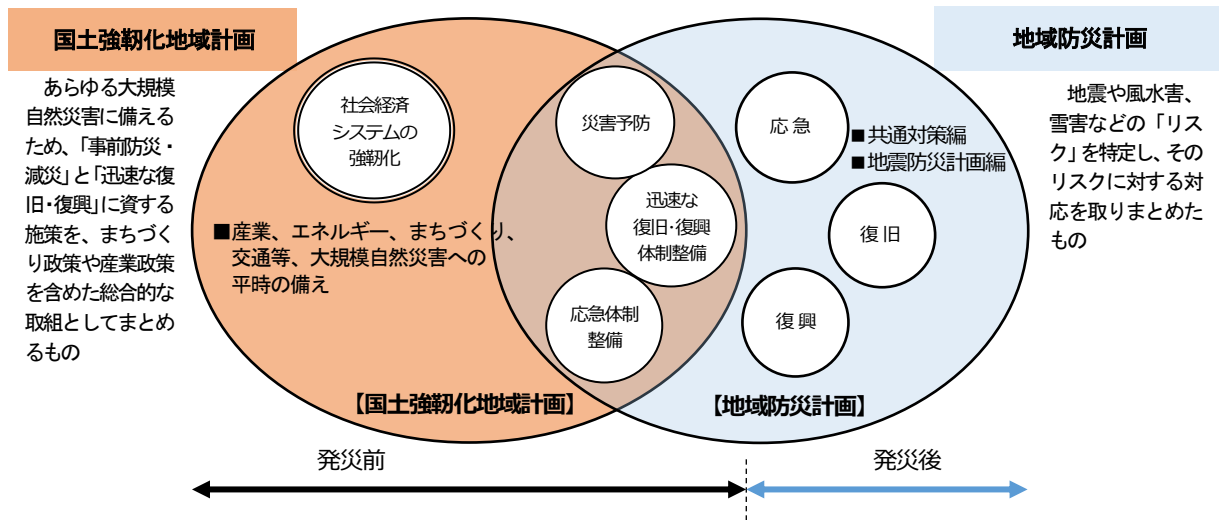
- ▷ 政府は、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災及び迅速な復旧復興のため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月）」を制定し、それに基づく「国土強靱化基本計画」（平成26年6月）を策定
- ▷ 北海道では、強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」（平成27年3月）を策定
- ▷ 中標津町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するため、中標津町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、国、北海道、民間事業者、町民など関係者相互の連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要であることから、「中標津町強靱化計画」を策定する

2 計画の位置付け

- ▷ 国土強靱化基本法（第13条）に基づく国土強靱化地域計画
- ▷ 国土強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする中標津町の分野別計画の指針であり、国、北海道、他市町村及び民間事業者等による取組を含め、中標津町における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針として位置付け



3 地域防災計画と強靱化計画



第2章 中標津町強靱化の考え方

1 中標津町強靱化の目標

- ▷ 大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持
- ▷ 大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から進めることにより、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長に寄与
- ▷ 上記を踏まえ、次の4つを中標津町強靱化の目標として設定

中標津町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 中標津町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 本計画の対象とするリスク

- ▷ 北海道強靱化計画と同様、大規模自然災害を対象
- ▷ 大規模自然災害の範囲については、「町民の生命・財産を守り、中標津町の重要な社会経済機能を維持する」という観点から、中標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般

【中標津町における主な自然災害リスク】

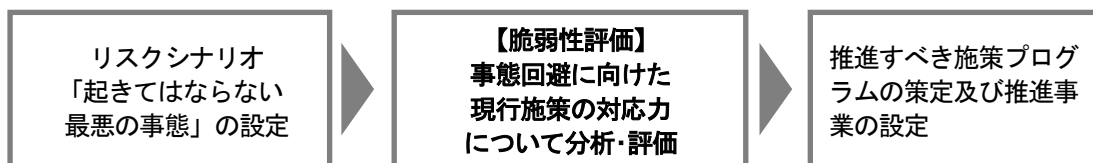


第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ▷ 大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することは、国土強靱化に関する施策を策定し、推進していく上で必要不可欠なプロセス（基本法第9条第5項）
- ▷ 国が実施した脆弱性評価の手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより中標津町の脆弱性評価を実施

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」をもとに、地域特性等を踏まえ、中標津町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価

- ▷ 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、各施策の取り組み状況や課題を整理し、現行施策の対応力について分析・評価
- ▷ 評価の参考指標として、各施策に関連する数値データ（現状値）等を活用

第4章 中標津町強靱化のための施策プログラムの策定等

- ▷ 脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、中標津町の強靱化に向け、19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを策定（次頁掲載）
- ▷ 施策プログラムごとに数値目標を設定（「努力目標」として位置付け）
- ▷ 施策推進に必要な各事業のうち、中標津町が主体となって実施する事業を「推進事業」と設定

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間

本計画の推進期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度まで）

2 計画の推進方法

- ▷ 庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図り、施策毎の進捗状況や目標の達成状況などの検証による推進管理
- ▷ PDCAサイクルによる計画の着実な推進
- ▷ 「持続可能な開発目標（SDGs）」達成の視点を持った施策の推進

【中標津町強靱化のための施策プログラムの概要】

1. 人命の保護

- 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
 - ▷建築物等の耐震化、老朽化対策
 - ▷避難所の整備
 - ▷緊急輸送道路等の整備
 - ▷防火対策 等
- 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
 - ▷警戒避難体制の整備
- 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
 - ▷洪水ハザードマップ等の作成
 - ▷河川改修等の治水対策
- 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
 - ▷暴風雪時における道路管理体制の強化
 - ▷除雪体制の確保
- 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
 - ▷積雪寒冷を想定した避難所等の対策
- 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
 - ▷関係機関の情報共有化
 - ▷住民等への情報伝達体制の強化
 - ▷地域防災活動、防災教育の推進 等

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
 - ▷物資供給等に係る連携体制の整備
 - ▷非常用物資の備蓄促進
- 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
 - ▷防災訓練等による救助・救急体制の強化
 - ▷消防活動に要する情報基盤、資機材の整備 等
- 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
 - ▷保健予防機能の充実
 - ▷避難所等の生活環境の改善
 - ▷医療支援体制の強化
 - ▷福祉的支援 等

3. 行政機能の確保

- 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
 - ▷災害対策本部機能等の強化
 - ▷行政の業務継続体制の整備
 - ▷広域応援・受援体制の整備

4. ライフラインの確保

- 4-1 エネルギー供給の停止
 - ▷再生可能エネルギーの導入拡大
 - ▷電力基盤等の整備
 - ▷石油燃料供給の確保
- 4-2 食料の安定供給の停滞
 - ▷食料生産基盤の整備
 - ▷地場産食料品の販路拡大
 - ▷生鮮食料品の流通体制の確保
- 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
 - ▷上水道施設等の防災対策
 - ▷下水道施設等の防災対策
 - ▷上下水道BCPの策定
- 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
 - ▷交通ネットワークの整備
 - ▷道路施設の防災対策等
 - ▷空港の機能強化

5. 経済活動の機能維持

- 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
 - ▷リスク分散を重視した企業立地等の促進
 - ▷企業の事業継続体制の強化
 - ▷町内企業等への支援
- 5-2 物流機能等の大幅な低下
 - ▷陸路における流通拠点の機能強化

6. 二次災害の抑制

- 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
 - ▷森林の整備・保全
 - ▷農地・農業水利施設等の保全管理

7. 迅速な復旧・復興等

- 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
 - ▷災害廃棄物の処理体制の整備
 - ▷仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保 等
- 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊
 - ▷建設業との連携
 - ▷行政職員の活用促進
 - ▷地域コミュニティ機能の維持・活性化